

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第3回）要点記録

平成17年3月5日（土）

於：花とみどりの相談所

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と、「向山保育園」は「向山」と、「石神井町つつじ保育園」は「つつじ」と表記する。

開会 司会自己紹介 保護者側委員自己紹介 区側委員省略

司会 議事案について説明する。委員の紹介は終了。として前回合意事項の確認。協議会運営規定、協議会検討事項記録の内容確認後、双方のサイン交換を行う。次にとして、前回確認された協議課題について議論する。のイとして、協議事項の内容、順序、日程。そこで区と保護者側の食い違いがあるが、とりあえず区案を尊重して議事案を組んだ。口の各項目別協議では、（ ）として、事業者選定基準、そのうちの a 保育体制(あ、職員配置、い、職員育成、う、引継体制)、b 事業者適格（あ、事業実績、い、経営状態）である。口の（ ）として円滑な委託、内容は引継の具体的な内容である。（ ）事業者公募要領として、内容は原案協議となる。として、その他変動事項の確認。ボード記録の確認作業は、合意事項の確認と、きょう積み残しの確認である。7として、次回協議会の設定となり、イ 日程案の提出、ロ で協議内容の確認、ハ で必要資料の確認という形でいきたい。

スムーズな協議会にしたいと思う。前回、司会をした実感として、これが全部できるか不明瞭なので、終了30分前には、その時点での協議を一たん打ち切り、次回の協議会の確定のために、その他、変更事項の確認に飛ぶ。それでよいか。

（双方同意）

司会 前回合意事項の確認を行う。既に確認を取り合っているものを、代表者同士でサインを交換願う。（双方文書にサイン）

に入る。前回確認された協議課題についての議論である。イとして、協議事項の内容、順序、日程について協議する。

課長 前回、保護者側から提出されたが、私どもの考え方について説明する。2月22日に配付した資料で説明する。3月5日から6月25日まで、当面のスケジュールと出している。公募要領を前倒ししている。本日3月5日、事業者選定基準、円滑な委託、事業者公募要領。3月19日、委託の検証体制、事業者選定基準、これについては本日席上配付資料がある。後でお目通しをいただきたい。引き続き、保育内容については、障害児保育の区の実施要綱を配っている。3月19日に公募要領の修正案を協議いただき、公募したい。4月2日、新サービス具体化、事業者選定基準である。事業者選定については、4月の中旬から本格的な選定作業に入るので、それまでに今の選定基準についてご意見を伺いたい。その後、4月30日以後は

ご覧のとおりである。保護者側から出されたスケジュールで違うところは、公募要領の前倒しである。日程については、あくまでも案である。

司会 公募要領の前倒しのみと言うが、事業形態についての項目が抜けている。

課長 事業形態。それは失礼した。

司会 区案の大きな違いは、公募要領を前倒しするというところだから、そこが一番の問題になるだろう。保護者側は異論ないか。

保護者 保護者側としては、9月に委託の設定をして協議会をやっているわけではない。公募要領は、現行の保育の質などが終わってからと思っている。公募そのものが全面的にその話題ではなくても、公募要領の中でこれはどうしてもこのままでは困るという点がある。その部分については、保育の質などで話をしたい。

課長 公募要領の中で問題にして触れていくということで、区としてはそうしていただければありがたい。

司会 ということは、この順番でしていくのか。

保護者 公募要領というのは19日までで一応2回、原案としてあり、区の考えだと、3月19日までやると、公募はかけられるという認識か。

課長 区の予定としては、本日原案を協議して、次回修正案を協議していきたい。修正案をまとめて、公募を進めていきたいと考えている。

保護者 4月2日とか16日にいろいろ書いてあるニーズ分析とか、事業者の保育方針とか、かなり大きいことが書いてあるが、この点は公募には関係ないということか。

課長 全く関係ないという話ではないが、事業者の選定基準をどうするかというところで一番関係してくると考えている。事業者の選定行為のときまでに選定基準についてご意見を伺えればありがたい。

保護者 公募要領に全く関係ないわけではないが、と最初に言われたが、関係ないのだったらやらないでもいい。そういうふうにと考えたらと思う。

課長 主として、その事業者を選定する際に、どういう保育内容・保育方針になるのかという部分がある。区としては、選定基準の中でかかわっていくというか、適用されていくものであると思っているので、選定の際までに基準が固まれば、選定できるとしている。

保護者 助役との対話集会のときに、サービスの拡大の部分と委託化、これはセットで考えざるを得ないという発言があった。事業者選定基準というのは、現行のサービス水準を維持するというものが大きい。私たちが期待しているのは、新サービスの具体化である。区は、経費削減策のためではないと散々言ってきている。要はサービスの拡大のためにやっていきたい、練馬区の保育サービスをさらにもっとよくしていきたいという話だ。そこを全く協議しないで、事業者公募要領というのは全くおかしい。期待しているところもいっぱいある。どんなサービスをやってくれるのだろう、こういうことやあれだってやってくれたらいいなと思っている方もいる。その辺の意見を全く聞かずに、事業者からできないと言われたら、それはあきらめるということなのか。矛盾している。現行サービス水準の維持だけしてほしいと言っているわけではない。サービスの拡大の部分と協議して、実際どうすれば区民が喜ぶか、それを考えてから事業者の選定基準というのはつくるべきである。全く矛盾

している。その辺どう考えているか教えてほしい。

部長　まず前提として、さまざまな要素があって、それらをすべて協議しなければ公募要領ができないとは私どもとしては考えていないことがまず1点ある。公募要領というのは、広くそして基本的に考えているもので、これについて最低限こういう条件で募集をしたい、とまず出している。それについて皆さんがこれにプラスして、どういことができるかということをご提案してほしいという内容であるので、そのレベルに沿った形での公募要領を出すという性格のものだろうと思っている。もう一つ、それに加えて区として、応募・提案をしてきた内容について、どう選定するのかというものがある。きちんとつくって、事業者を選んでいきたい。

新しいサービスとしては、延長時間の拡大、一時保育、休日保育、そういうことを区としては考えていると話をしてきた。本日、協議をいただく中身としても、提唱したい。その中でご意見をもらいたい。公募するときの要領だから、そのレベルに沿った形でぜひご意見をいただきたい。区としてはそう考えている。したがって、委託園において今後どう新しいサービスを充実をさせていくのかということについては、引き続いて協議の中で、あるいは委託後のこの委員会の中で皆様と議論していきたい、というのが基本的な区の考えである。

保護者　プロポーザル基準の中の区から出されている案の中でも、例えば朝は7時から7時半とか、夜は6時半から8時半とか書かれている、それも私たちと協議して意見を聞いてみないとわからない。例えば、朝も少し早くしてほしいとか、いろんな条件が出てくるので、そういうことを一度協議してからでないと、このプロポーザル募集要項の中に入れられない。例えば、それを議論しないまま、例えばA社を選んでしまって、後で実はこういう特別保育のサービスをしてほしいと言ってもA社ができないということがでてくる。サービスの拡大をしたいのであれば、保護者がこの場に詰めて協議をしているわけだから、その意見を取り込んでからプロポーザル募集要項をつくるべきだと言っている。スケジュールありきで話をするからそういうことになる。まずはサービスの拡大をきちんとやり、サービス水準をきちんと維持して、きちんとした委託化を進めていこうという考え方であれば、まずはそこを協議をしようと言っているだけだ。

司会　少しまとめる。今聞いていると、保護者の公募要領のイメージは、細部まで完成させたものという前提がある。区側の公募要領は、最低ラインを設定してプロポーザルにかけ、付加価値をどれだけ受託事業者が持ってくるかというのを期待した公募要領だと思う。つまり公募要領のイメージが双方食い違っている。司会者提案だが、ここでその差を埋める議論を始めると多分きょうの時間はそれで終わってしまうと思う。それくらい大きな問題だと思う。それは余り得策ではないという気もする。というのは、3回やっっているが、内容に関しての協議にいまだに入っていないので、とりあえず保護者側と区側が一致している項目について、つまり事業者選定基準Aの保育体制、B、事業者適格、それと2の円滑な委託、具体的な内容に一人たん入り、引き継ぎの具体的な内容の後がタイムリミットになるので、この公募要領の前倒し、公募要領の認識のすり合わせに入る、という方法がある。それとも今すり合わせをしておく必要があるか。区側はいかがか。

部長 事業者選定基準の中身の是非を協議いただきたいと考えているので、司会のご提案でぜひお願いをしたい。

保護者 今の議論についてどうするかだけを決めておいたらいいいと思う。少なくとも私たちはサービスと委託化のセットで話し合いについているし、区の押しつけのサービスではなくて、私たちが望んでいるサービスの拡大をしてほしいという前提でこの協議の場についている。このスケジュールは認められないし、区で再考してもらえないと思っている。サービスの拡大の部分をしっかりやってほしいということだ。委託そのものに全面反対しているわけではないのだから、きちんと私たちのニーズをとらえて委託化してほしい。当たり前の話をしているだけだ。

部長 公募要領の議論になっているので、選定基準の中身の前に協議するというのであれば、それはそれで区としては結構だ。その公募要領の一つ一つについて、ぜひご意見をいただきたいというのが基本的なスタンスである。その中に、新しいサービスについて記載がある。これは区側の考え方だ。それに対して皆様から具体的なサービスについての意見があるならば、ぜひいただき、区として受けられるものか、それとももう少し時間をかけて煮詰めていくものなのかを示し、また皆様と協議していきたい。まず最初ということであれば、そのとおりで結構である。

保護者 それがおかしいというのである。公募要領の中身に入る前に新サービスの具体化の部分の内容を協議してからではないと、公募に入れられないと言っている。部長は本末転倒なことを言っている。要は、公募要領の中身に入る前に、新しい保育サービスの拡大の部分の議論をするべきと言っているだけだ。

部長 皆様からいただいた順番では応募要領の前に調査、そういう新サービスの具体的な姿というものが前提にあるべきという提案をいただいた。区としては、示しているスケジュールを当然前提とした上で、どう効率的に話し合いができるのかと考えている。もう一つ言えることは、公募要領の性格から言って、その中でいろいろ協議が重ねられる性格のものだろうと考えている。新しい具体的なサービスの拡大については公募要領の後でも、そういうものがあれば、当然それは変更を考えると前回も申し上げた。区としては、公募要領についてぜひお願いをしたい。

保護者 なぜそんなに急がなければいけないのか。

司会 今なにが圧倒的に食い違っているかということ、区側は公募要領が先あって、そこから議論をしたい、保護者側は議論をした形でやっと公募要領の原案が出てしかるべきではないかという流れの違いがあると思う。だから、その公募要領についての時間的な視点の違いがあるのだから、それを同時に話していてもかみ合わない。

保護者 次回に有識者を呼んでいただきたい。こんなおかしなことがあるのかよくわからないが、部長が言っていることは全然おかしくて、要はスケジュールありきで話をしているから、そういう本末転倒な順番になったと思う。保護者は、忙しいなか集まって、きちんといい委託をしていこうというスタンスで臨んでいるわけだから、プロポーザル募集だけ先にやってしまうというスタンスはちょっと改めていただきたい。これでは、協議会をやっても意味がない。

部長 区としてはスケジュールを示している。したがって、そのスケジュールに沿って、いかに効率的に、また実のある協議ができるかという観点から示した案でぜひ願

いをしたいと申し上げている。

保護者 こちらとしては全く受け付けられない。再検討してほしい。区でもう一度提案してほしい。こんな本末転倒なことはない。これをいつまでも議論してもしようがない。順番が違っている。中身の議論をしてから、それを具体的にプロポーザル基準にどう反映していくかという議論をするのが、だれに聞いても当たり前の話だ。普通の会では、最初に基準をつくってから中身を議論しようということはありません。

部長 広く募集をするときに応募してくるであろう事業者に対して、こういうスタンスで募集するよというものを、示すのが公募要領だ。したがって、その公募要領のレベルというものはおのずからあるわけで、その要領に沿った形での協議というのはすべて細かいところまで詰め切って立ち上げていくというものでなくてもよいと、区では思っている。公募要領の原案は、他区の事例を含めて参考にしながら、区としては十分細かい部分まで詰めをした上で示していると思っている。皆様にはさまざまな意見があるから、ぜひいただきたい。これは繰り返しになるが、区としてのスタンスである。

保護者 区側から出された当面の協議会スケジュール区案についての次ページの委託化スケジュールは私どもとしてはあくまでも案だという受けとめ方だ。というのは、今までの議論も踏まえて、結局、協議会が1週でもこのスケジュールからずれば、次ページの委託化スケジュールは破たんしてしまう。ということは、これはあくまでも案だという受けとめ方なのだが、それでよいか。

部長 区として示しているのは、前回マスタースケジュールということを示している。これは区で判断をして示させていただいた。今日の協議会のために2月22日に示した細かい部分のスケジュールは、前回協議会の最後のほうで、では区はどのように具体的には考えているのか、示してほしいという要請だったので、私ども行政としての考え方をまとめて示している。したがって、そういう意味では案である。

保護者 改めて一つ要望したい面がある。協議項目、事業者選定の審査基準のところである。区側から出ている委託事業者選定基準(案)を1枚めくり、審査基準表(案)とあるが、ここについて論議する機会を入れなければいけないと思うので、事業者公募要領の段階でも結構だが、どこかで必ず設けていただきたい。

部長 個別の課題が一つひとつある意味では選定基準の項目に対応しているので、その中で例えば基準の立て方あるいは評価の仕方を協議するものと思っていたが、これについては入れていただいて構わないし、全般的課題という項目もある。

保護者 部長が1月の全体協議会の調整会議のときに、年度途中の委託については協議をするとの発言があったが、年度途中の委託の話題はどこで協議するのか。

部長 ある意味ではすべての課題についてかかわってくると思っている。例えば引き継ぎの問題、保育計画の課題の中でも当然それは出てくる。そういう意味ではそれぞれの中にかかわるので、個別の課題の中で、協議させていただきたい。

保護者 それは非常に大事な問題だ。ここで色々な問題が出てくると、公募要領も意味がなくなってしまうということがあると思う。だから年度途中の委託実施がかなり難しいという話も当然出てくると思う。

保護者 補足だが、年度途中の委託スケジュールの展開については、光八の皆様と集中的

に協議したいと言っている。全体協議会の調整会議のときだ。この前の第2回の協議会だと、スケジュールというのは協議の項目にないと言っている。部長の発言はぶれている。

部長 問題点の整理としては、私どもとしては協議会で選定基準を協議したい。選定基準というのは当然いつ、どういう形で委託が始まるか、これと密接不可分だ。例えば保育の内容、本日の議論、引き継ぎ、職員配置、すべてかかわってくる。そういう突出した部分だから、当然その中で議論をしていくべきと思っている。もう一つは、スケジュールそのもの、いつ何をやってという区の考え方、これも示したい。ただ、そのスケジュールの中身の問題、例えば年度途中の委託がいいのか悪いのか、そういう議論は当然個々の中でされるだろうと思っているので、その中で皆様から意見を伺いたい。

保護者 少し気になることがある。部長がよく使われる言葉として、「区の考え方」がある。考え方というのは案なのか決定事項なのか、どうか。

部長 区として考え方を示した、外に向かって示すということが一定程度区としても機関決定を経ているということだ。したがって「区の考え方」といった場合には区として一定の機関決定を受けている、と考えていただいて結構だ。ただ、さまざま細かい部分まで含めてそのような決定をとっているわけではない。今現在のことで言えば、示している新しいスケジュール、これは区としての機関決定をとっていると考えてもらって結構だ。それ以外の個々の資料の中身だとか、具体的な日付の入った今回のスケジュールみたいなものについては、実務的に詰めて、判断して出しているものなので、これについては区として私どもの案の範囲の中で示している。そういう意味では、区としてはオーソライズされたものではない。皆様との協議の中で決定していくものと思っている。あるいは、まとまらなければこういう時期でやっていきたいとの思いはあるが、そういう性格のものだとご理解いただきたい。

保護者 余り言いたくないが、「協議します」と言っておいて、最後には考え方だからといって「ドスンと落とす」。協議しない。

保護者 決定事項ではない。両者の合意のもとでの決定事項ではないということでもいいか。保護者側と区との合意をした上の決定ではないということか。

部長 合意をした内容ではないというふうに思っている。

保護者 こちら側が強制的に守らなければいけないものではない、ということでもいいか。

部長 保育行政を執行するのは区だから、区が事業者として行っていくなかで、当然皆様の意見をお聞きしてというスタンスで私はこのたび臨んでいる。合意したものについては当然遵守していくと、再三申し上げているとおりだ。

保護者 合意しなかったものは区がそのまま押し通すということか。

部長 合意できなかったもの、合意しなかったものについては、その中で皆様の趣旨をできるだけ尊重して、事業を推進する中で生かせるように努力をする。具体的にどのようにやるのだということについては時間をいただくが、皆様に示すというのが先般のルールの中での話だったと思う。

司会 司会として提案したい。この話というのは、今までも何度もやっていて、どこにも行き着いていない。できたら内容に入る方向性を尊重したいと思う。今の状況が

ら見ても、この時点で公募要領の扱いについてお互いに合意に至るにはかなりいろいろと話をしなければならない。いったん、これは保留して、司会で預からせていただき、各項目に入る方向でいかせていただけないか。

保護者 何回か言ったが、少なくとも協議していて、年度途中については協議すると言っていたものを、区長の所信表明という形で私たちは聞いて、非常にこちら側は不快なわけだ。その経緯をきちんと説明して、どういう判断をしてそういう形になったのか、どうしてそれは可能だという判断をしたのかという資料を渡していただきたい。それはぜひこの中の各論でするのではなくて、どこかで議論したいと思う。先ほど構わないという話だから、ぜひスケジュールの中に入れてほしい。全体協議会の調整会議の中でも、年度を通しての保育という考え方が非常に大事だということとはよくわかっているということは部長も言ったから、それがどうしてこちらに一言も何も相談も協議もなく、何の意見も聞かれずに、いきなり区長が所信表明する、そういうことになってしまったのか、どういう判断をしたのかということを含めて、議論したい。今出ている資料にはまったく入っていないから、それは大至急出してもらい、このスケジュールの中で集中的に審議したいと言ったのは部長だから、集中的に審議したい。

司会 年度途中の区長の所信表明の、4月にプロポーザルかけて9月に始めるという日程が、それが可能・必要だと考えた、それを文書にして提出してほしい。

保護者 検討した経緯の流れを教えてください。

保護者 私たちが一番望んでいるのは、現行の水準を維持することだ。一番最初の説明会の中の言葉にもあった。私たちは、委託そのものに反対するものではなくて、だったらいい委託をしようという、なかで協議会を立ち上げてきた。年度途中の委託、その時点で現行水準を割り込む。何で最初から割り込むような所信表明を私たちは受けなければいけないのか。しょっぱなから違うではないか。子どものことを考えて本当に民間委託を考えているのか。どのように子どものことを考えて、民間委託という結論にそんなに急ぐのか。そこら辺もわかるようにその文書で願います。

保護者 意思決定の経緯を示していただく中で使わないでもらいたい言葉がある。それは、「総合的に」という言葉だ。具体的に我々にわかるように示してほしい。

司会 前回の協議会で部長は、区長には区議会への説明責任があると、言っていた。議会民主制の日本社会の中で、議会に所信表明するということは、私たち区民に所信表明しているということであると思う。さて、文書についてだが、提出お願いできるか。

部長 私ども前回の協議会の中でもそういうご質問があり、私どもで話した内容がある。改めての文書化ということなので、整理をして示したいと思っている。

司会 それでよろしいか。では、次回の協議会への積み残しとして扱ってよいか。

部長 区としては、この期間の問題というのは、個々の協議項目の中でも当然出てくると思っているので、そういう中でやっていただくというのをまずお願いをする。要望の文書を出すわけだから、その説明をするのと皆さんから意見を伺う。

司会 それは次回で結構大丈夫か。日程的に間に合いますか。

部長 我々としては優先順位というか、示した項目の順番にやっていただきたいが皆さ

ん方がぜひ次回にやりたいということであれば、その方向でも構わない。

司会 では、よろしくお願ひしたい。では、とりあえず公募要領については、全体的にそういうところでスケジュールとの組み合わせのなかで、先送りする。

事業形態についてだが、どこにしていただげるか。事業形態については、本協議会の検討課題の中に挙げられている問題だ。

保護者 提案する。サービスの水準を維持してもらい、新しいサービス拡大していく中で、具体的な最低基準を吸い込んでいって、それを守れる事業者に入っていただげないといけないと考えている。そうすると、その業者がどういった形態を持つのか。例えば全面的な運営委託なのか、それとも派遣による形態なのか。いろんな形態がある。最低基準が決まるだけで次の段階でお話をするのがいいのではないかと思う。

司会 具体的にどこに入るのか。区案でいうと、4月2日の給食の後、それでよろしいですか。

保護者 少なくともプロポーザルにかける前にやるべきだろうと思う。

司会 個人的には、区側の19日の事業者選定基準のところに合わせて事業形態というのは考えられるべきだと思う。いかがか。区の方はないのか。

課長 私ども19日ということであればそれでもよろしいかと思う。

司会 資料とか用意できるか。

部長 具体的な資料の、要請があれば示してほしい。

保護者 こちら側でもそういう検討の文章を出す。ただイメージとしては、単純に民営なのか、派遣の形態なのか、部分的な委託なのか、暫時切り替えの形なのか、もしくは独立行政法人のような形なのか、いろんな形態が考えられる。文京区の協議会でもそのような議論をしているので、ある程度の情報入手は可能かと思うが、我々も話をした上で中身を連絡する。

部長 19日ということであれば、場合によっては他区のそういうような動きみたいなものを整理した形での資料になるかもしれないが、とりあえず出すということが必要だと思っている。もちろん皆さんから、これというのがあればご要請いただきたい。

司会 3月19日の事業者選定基準の下ということになる。つまり保育内容の後に、順番として事業形態について協議するということがよいか。（了承）

（黒板記載内容撮影）

司会 では4、前回確認された協議課題についての議論の各項目別協議、1の事業者選定基準、a 保育体制 保育体制について、ア 職員配置、イ 職員育成、ウ 引継体制とあるが、保護者側の検討した結果としては、個別に協議していきたいと思うが、区の方は問題ないか。つまり保育体制をひとまとめで話すのではなく、職員配置についてまず話していくという形で進めていきたいが、よろしいか。

部長 進め方はお任せする。進めやすい形でよろしいかと思う。できたら、まず私どもとしての職員配置の考え方、選定基準の項目の話でなので、これまで出している資料等々に基づいて説明してから進めさせていただき、皆様の意見を伺うという形で進めさせていただければありがたい。ただ、もう既に示している資料もあるので、その意味では皆様から意見をちょうだいした後でもよろしいかと思う。

司会 職員配置は職員配置、職員育成は職員育成として扱うことは構わないということ

でよいか。(了解)では、職員配置に進める。

保護者 具体的な協議に入る前にちょっと確認をさせてほしい。先日の区議会の中で保育課長は要求のあった資料すべて出したという答弁をしている。今度、保護者側として言うと、資料はあくまで案として区から出ていて、これからの協議の中で話をし、合意をして、決めていくという認識だ。それはよろしいか。

課長 今までに要求があった部分で私どもの考え方を出しているということだ。そういう認識で、この協議する内容で資料をまたお出しするということはもちろんある。

司会 職員配置についての協議を始める。協議するに当たって、必要な資料の指定をしてほしい。

課長 職員配置については、まず2月22日に提出をした選定基準案の審査項目にある。1月15日に提出した選定基準の視点で、職員配置がある。

司会 その資料のタイトルをボードに記入してほしい。

課長 募集要項にも載っているし、選定基準の案で職員配置という、選定基準の審査協議だ。それから、選定基準の視点、それからプロポーザルの募集要領案、今まで出していた現行のプロポーザル募集要領にも載っているが、現行の職員配置。国基準、都基準、区基準の職員配置基準というのを出している。こちらは区の今の基準が何に基づいて配置をしているのかということだ。区としては、職員配置は現行の区の配置基準以上の配置をしてもらうというのがプロポーザルの募集要領の考え方だ。

保護者 募集要項の職員数など13項目の職員数の各職員配置と、ちょっとこの部分で、我々も検討したかったが、光八の現状、つまり非常勤・パートの現状認識が我々になかった。確かに子どもを預けているので、何人ぐらいで見られているのかは、大まかにはわかるが、全体の部分で全くわかっていない、把握できていないというのが実情だ。別に名前を挙げる必要はないので、主任保育士の人数と経験年数。それから、その人たちの各クラスへの配置状況。それから、常勤保育士についても同様。非常勤とパート保育士も同様だ。さらに、曜日別、時間対応の配置状況も明らかにしていただきたい。それと、今までのことを踏まえて、各曜日、それから各時間帯での保育に当たる人間がどういった構成になっているのか、示してほしい。今ここで明らかにできるのであれば、職員配置についてはある程度議論はできるが、資料として後で出さざるを得ないというのであれば、職員配置については次回にペンドリングさせていただきたい。

課長 今すぐは無理かなと思っている。一部については答えられると思うが、整理して資料としてお出しした方がわかりやすいかなと思う。区の考えとしては、現在のこの職員配置を下回らないという形で配置をしていくという考え方である。

司会 区の職員配置ということについて具体的に解説してほしい。

課長 現在、プロポーザル募集要領等をお示ししているのは常勤職員30名の現行定員についてということでお示しして、そのプロポーザルの考え方でいくと、職員配置というのは常勤職員の配置に則ったので、それを下回らないこと、それ以上の配置との考え方である。

保護者 非常勤は入らないという理解でよいか。それだと困る。常勤の人数だけそろっていればよいと、そういう理解でよいか。

課長 今、保育の水準が非常勤・臨時職員含めたものということになる。プロポーザルのときにそういう職員体制をどうサポート、保護していくのかというのは聞いていくと思っている。区としては、受託法人が非常勤を扱うのか、それとも全部常勤で入れていくのか、どういう形をするのか、議論としては、常勤職員の配置を提示するが、非常勤職員も含めて保育水準ということであるので、それ以上の水準を保つような職員配置ということを考えている。

保護者 正規の保育士さん以外にいるではないか、パート的な形で。我々親としては、その人たちも含めての体制だというふうにとらえている。やってみなければわからない、受けた受託者のノウハウを発揮してもらえればこれでできるはずだというふうには我々は今のところは考えていない。ですから、あくまで現行の人数、そこについてきちんとつまびらかにして、このプロポーザルの基準についての職員配置という部分を考えていきたい。

課長 もちろんご指摘ありましたように、非常勤がいる。それらも含めて今の保育水準を保っていくという認識でいるので、先ほど資料の中でどういう今体制でどういうクラスに入っているのかと答えた。一方で、受託事業者が非常勤を使わないで、その分全部常勤を雇うということもあるやに聞いているので、人事管理上どういう雇用していくかということについては、色々なパターンがある。

保護者 曜日ごと、時間帯でどういう人数体制になっているのかというのが知りたいと言っている。

保護者 課長、こういう各個別にいろいろやっていく中で、まず光八で今行われている保育とはどんなものかということも、お互いにやはり整合するところから入って、それに対して、今ここでプロポーザルのこの基準、これってどうなるのか。何か足りない、あるいは、これで十分だ。そういうことを議論をしてフィックスしていくだけの話だ。そういう考え方でやりたい。

課長 それはそれで結構だと思う。

保護者 今のことに関しては、何か公の資料にしっかりしてほしい。

課長 整理した形で資料をつくらせていただく。

保護者 職員配置については、お互いすり合わせすることをまずやらなければいけない。その辺についての資料がまだ足りないので、飛ばしていくしかないと思う。

課長 了解する。前提のすり合わせするためのもとの部分だと思っている。

保護者 区側が保育の質を言っているのでも、やはり光八の配分を知る必要がある。

司会 提示した資料についての解説をお願いします。

課長 以前の第2回説明会で出した区の職員配置基準がある。

保護者 その前にちょっと質問。このプロポーザル募集要領の中の先ほどの職員数などのところで、(3)に配置保育士の3分の1以上が1年以上保育経験を有することという記載がある。これは現況と照らし合わせてどうなのか。

課長 こちらのほうはプロポーザルの募集をする際に各区実例を参考にしながら、なおかつある程度基準を設けようというところで、募集要領のベースをどうするかというところで示したものである。他区においては、保育士の経験年数等すべてについて言及していない部分がある。あくまでもこれで応募してもらい、次に選定基準で選定

していくのだという考え方をもとにしている。

保護者 要は、募集のときはあまめで提示する、そのかわり選定基準でしっかり絞るとい  
うことでよいか。そうなると、選定基準案には何もそんなことが書いていないが、  
これはどうなるのか。それとも「妥当か」という言葉に含まれてしまっているのか。

課長 選定基準については、職員配置が何年以上になっているという具体的に書いてな  
いが、基準については、そういう経験年数だけではないということである。その中  
身についても見ていかなければいけない。そういうことで、選定基準については具  
体的にはここでは記載をしていないということだ。

保護者 実際、私たちも保育士の質というところについて考えたが、提示するのが非常に  
難しい。結局のところ、私たちが思うのは経験年数だ。確かに他区のプロポーザル  
の要項から見るとよくできているが、ただハードルが低すぎる。入り口のところを  
現行水準に近くなるようにしてもらいたい。少なくとも私には新任の方が3分の2  
という状態を見たことがないと思う。失礼な言い方だが、大卒で直接入ってこられ  
た方と経験10年とか5年とかの先生がどちらが仕事ができるかというのはわかる。

司会 これをイメージすると、20人ぐらいの職員のうち、13人ぐらいは20歳の学校を出  
たばかりの形になってしまうこともあり得るのか。

保護者 プロポーザルの応募要綱は、もう少し考えて、そういうレベルの業者はあらかじめ  
最初から足切りできるようなものにしてもらいたい。

課長 私どもこれを示したのが他区の状況を見ながら、なおかつある程度具体的記載を  
していく方がいいかなということで、進めてきた。応募の段階で広く事業者の応募  
もいただき、その中で選定をしていくのだという考え方のもとに、こういう形を一  
つ設定した。選定した結果の業者がすべてこれになるということではないと思っ  
ている。それは他区の実情と選定の関係を見ても、この案よりももっと甘い、また  
言及をしなくても、ある程度経験年数、平均年齢等が高く、構成されている事業者  
のところもある。ご意見いただいたので、さらに検討していく。

保護者 職員配置の基本的な考え方、私の理解が合っているかどうかをイエスかノーかで  
答えてほしい。とにかく基本的には今の基準以上の職員配置を目指すのか。

課長 イエス。

保護者 そのときの基準というのは、保育士の数と経験年数の二つでよいか。

課長 今、職員配置の話をしている。水準を維持するのに、頭数と経験年数だけで論じ  
られるのかという意味であれば、それはノーだ。

保護者 では、そのほかの基準は何か。

課長 そのほか事業法人の職員育成のプログラムとか、研修体制をどうとっているのか、  
そういう保育理念や保育方針が関わってくる。今、保育の質とかそういう部分を尋  
ねられた。今議論しているのが職員配置であって、保育の質全般の話になっている。

保護者 そういった基準が幾つかあるとして、今の職員配置で審査基準を見ていくと、1  
から5までそれぞれあるが、例えば職員配置の上から2番目、資格、経験について  
は配慮しているかというので、何ができていたら5で、何ができていなければ1と  
いう、そこをどう考えているか。ここまで基準がないと、我々も判断しづらい。

課長 そこで、選定基準の視点というのを出している。これを参考にさせていただきたい。

選定基準の視点というのは、1月15日に出した資料だ。

司会 申しわけないが、冒頭言ったように、30分前になってしまった。双方どうですか。もう少し続けるか。

保護者 この資料で、例えば選定基準の視点といえは確かにいただいているが、この視点がそれぞれの今後はどう反映されるのか。経験年数というのは、例えば選定基準に入るのであれば、経験年数10年以上の保育士がいれば5点とか、そこまで明確な資料をご用意いただきたい。

司会 資料の関係性が見えないというのがすごくある。協議項目ごとにどの資料を使うのかをあらかじめ言っておいていただきたい。こちらとしては資料を探すだけで時間が経ってしまって、その資料の関係がわからないので余計に時間がかかるし、資料を触っているだけの時間の方が長過ぎてしまって議論になっていない。この次からは、どの資料のどの部分を使うということと、それがどういうふうに関係してくるかという関係表ぐらいは提示してもらいたい。とにかく30分前になったので、司会としてはもうここで切るしかないが、何かありますか。それでよろしいですか。

保護者 先ほども保育士の経験年数の話だが、余りにも現状とかけ離れているのが気になる。何かこういうのを見ていると、結局、例えば3分の2が新人の応募をしてきて、要は金額が安いところがあればそこに委託されてしまうのではないかと思う。だから他区と言っているが、最初から練馬区の保育水準は高く、それを今後も維持していくために民間委託が必要だという前提から始まっていると聞いているから、他区がどうだとかというのではなくて、今の現状の光八がこうなのだから、それに若干緩めるぐらいは構わない。これはかけ離れ過ぎているので、ここはぜひ再考をお願いする。

司会 再考してくださるとさっきお約束いただいたという理解でよいか。

課長 検討はするが、区の考えはプロポーザル公募をするときの条件である。これで事業者の選定の結果をこうしたいと思っているわけでない。

保護者 では逆に、例えば最終的に、要は職員配置がこれ以下のところはもう黙って落とすというところを明示してもらえるか。要は、もう評価もせず落とすという基準が当然出てきていいと思う。このままだと3分の2が新人でも、ほかによければ合格する。それで保育サービスの水準の維持ができるとは思えない。要は、足切り点というのがあって、例えば3分の1が新人だったらその時点でその事業者は落とすとか、どこまでやっていたら5点とか、先ほどいった17番の職員配置、次回職員配置からやるのであれば、それぞれの点数が5点の意味が何かとか、1点が何で、足切り点は一体何点なのかと、それをはっきりしてほしい。そうでなければここは緩めにやっておいて、結局こちら側で具体的な基準が入っていないわけだから、私たちが見てもわからないわけだから、それをでははっきり出してほしい。

司会 つまりプロポーザルに応募しても、その要件を満たさなければ、そこに委託しないというラインを明確にしてほしいという意見と理解する。とにかく25分前。この協議項目については、区の方からいただいているはずだが、この件についてどういうことを出力するのかイメージして、そのイメージだとどういう資料を使ってほしいとか、どういう関係で読んでほしいとか、そういうのを提示しないと、とても

間に合わない。その辺は綿密に提示してほしい。

課長 次回、私どもの出している資料等がどこの項目に関連するのか、どの資料を見ていただきたいのかということ整理して出したい。

保護者 次回、職員育成というところも、もしいければいくと思うが、その際に、きょう区側で職員育成について話をしようというおつもりのことで、保育園職員の研修についてという資料が出てきたのですか。これは次回用か。

課長 これはきょうお配りしてるので、次回用ということだ。

保護者 きょう答えられなくても結構だが、こういった研修のカリキュラムを用意していて、委託園の保育士に対して、区側としてはこの研修をすべて義務付けるのか？

課長 これは区の職員育成という部分で研修をやっている。民間法人は民間法人で独自に研修をする部分もあるので、そういう話ではない。

保護者 それは、プロポーザルの基準または選定基準の中で職員育成カリキュラムについては縛りを入れていくという理解でよいか。

課長 もちろんプロポーザルのご提案をいただくときに、自分のところの職員育成をどういう考え方に基づいて、どういう体制で、どういうふうにやっていくということを提案いただく。細かい話の中で、実際契約をするということになれば、私どもの中で義務づけないといけない部分があれば義務づけていくということだ。実際、区の主催している研修などに区内の私立保育園の保育士の方が一緒に研修を受けて勉強しているという部分もあるので、区立保育園だから、もちろんその受託法人でもそういう区の研修なども受けていただくことは可能だ。

司会 の変動事項の確認に入る。前回から今回までの間で、何か報告したり質問したりしなければならぬような事項が生じたか。区側は何かあったか。

課長 取り立ててご報告することはない。

司会 保護者から何か質問したいようなことはないのか。部長の答弁はいただいたのか。2月16日、本会議部長答弁における削減効果額の算定についてという文書はいただいている、何もそこについては触れていない。それで、よろしいか。

保護者 こちらの2月21日付の26日の本会議部長答弁における削減効果額算定についての文章が出ている、私がこれを見たところ、やはり割戻しただけにしか見えない。この積算内容とは何ですか。下から3番目、2行目ぐらいに書いてある。モデル園の話、それから実際の委託の運営費用の件、今まで4回ぐらい資料を出していただいた。

課長 部長が言ったのは、以前にお話をしている部分と変わっていない。当初私どもでそのモデル園を設定をして、とりあえず2時間延長をした部分の算定について1億6,800万円にしようというお話かと。区立保育園でも今言われたように、区立保育園の全体の経費を割り返して、今までお話をさせていただいた。皆さんの方からなぜ公設の収支が出ないのかというお話をいただいたが、私ども区の方式として、全体のそういう経費の出し方で予算を組み、決算をやりという形でやっている。では今の区立保育園の運営経費は一体どうなるのだというふうには全体の中でそれぞれの、例えば園の在籍児童が実際に幾ら経費がかかって、その年に何歳児がその在籍児童の中の延べ何カ月いたのだというところで割り返して、また掛けた金額にな

る。

保護者 過去の議論の蒸し返しになる部分もあるが、削減効果というふうにお話をされる場合、通常今の経営状態、貸借対照表とすれば、せいぜいキャッチフローぐらいの計画になっていて、それで今言われた例えば在園児がどういうふうに変化してということのをのっかってきた上で、それに対して委託したときにどういう効果がでるのだということが具体的に出てこない、我々も一般の会社に勤める人間としてさっぱりわからないというのが我々の認識だ。

保護者 モデル園という資料は確かにいただいているが、これを使うと、どうやると1億6,800万になるかというご説明はいただいている。その説明はまだいただいている。資料として提出されたが、まだ協議会立ち上がる前だった。

課長 説明会のときに示して、それもちょっと議論になったかなと思う。全部見積もりを出せるのか出せないのかとか。一応私どもとしては、法人の部分のノウハウ等もあるので、それそのものをお出しすることができないというふうに申し上げた部分があった。皆様からは、それでは中身がわからないというお話をいただいた。そこでちょっと議論がとまっていたと私としては認識している。

保護者 12月28日にいただいた資料の中で、サービスを充実させて2億3,000万円という数字が書かれている資料があるが、その中に東京都民間社会福祉施設推進補助を算入している見積もりという表現があるのが、この補助金というのは区立保育園にもくるのか。

課長 なぜ2億3,000万というのを出したのかというと、社会福祉法人が光八と同規模の児童数やいろいろと拡大したサービス、そういうものをやるとして実際に幾らあったら運営できるのかというところを、算定をしたら2億3,000万と。社会福祉法人、私立保育園も国の補助、都の補助、区の補助、それで運営するので、そういう意味では私どもとしてはこういうふうな経費があれば、運営できるだろうということがシミュレーションできるというところがあって、それは幾らだということと補助金なども含めて出ている。それも入れてざっと合計としては2億3,000万ぐらいで運営できるだろうという算出だ。

保護者 何のための資料か。何か変だ。

課長 変ではない。

保護者 でも2億3,000万は社会福祉法人のやる私立保育園で年間にかかるだろうという数字として出したわけだ。それで、その22日付に出てきている資料で、2時間延長園が1億6,800万、何か削減効果など何も2億3,000万かかるのだったら、削減効果も何もないし、そこと2時間延長園の1億6,800万、要は2時間延長園の1億6,800万と2億3,000万ですか、その関連が全然わからない。

課長 質問はごもつともな話だ。1億6,800万というのを出したのは、当初、区でモデル園を設定をして、では一体幾らぐらいでこういうサービスをやったら、この人員でこういうサービスをやったら幾らになるだろうというところで、1億6,800万円というそういう数字が出たということだ。具体的に今言った2億3,000万というのは、光が丘第八保育園規模の保育園を私立保育園の社会福祉法人が運

営するとすれば、一体幾らで運営できるのかと、幾らかかるのかというものだ。

保護者 光八もその経費を比べるはずだ。それを違うところで比べるのがおかしい。

部長 今回は本会議での一般質問に対する答弁の根拠をとという質問だったので、こういう形で出させていただいた。質問そのものがいわゆる一般論としての聞かれ方をしていたので、練馬区59園全体の一つのモデル園というものを設定して、そこでの比較という形で答弁をしたので、今回はそういう形での資料となった。ただ、皆様のお知りになりたいのは、光八が現在どれだけお金がかかっていて、それと比べて委託をした場合にどうなのかということのいわゆる財政効果を示してもらいたいという趣旨だということがよくわかるので、これについて私どもも今回の予算の計上等々の中で一定の考え方に基づいて予算計上をしている。そういうことを示すということであれば、改めて出させていただければと思う。ただ、2月21日のときに、私どもの出した資料は不完全という指摘をいただいているが、これはこれで私ども、役所の会計のととり方が全く違う。行政としての財政状況のとらまえ方が全然違う。細かな組み合わせということであれば、実際の光八の年間経費は2億7,600万かかっているという資料を既に出している。それと比べて、では民間委託にした場合にはどうなのかということで、具体的な財政効果というものはある程度出ているので、それについてもし必要であれば資料として出させていただきたい。

保護者 忘れてしまっているだけなのかもしれないけれど、モデル園の経費について、1億6,800万を出す件については教えていただけないということか。

課長 このモデル園に余りお話をしても意味がなくなっている状況だ。当初のころは区全体の平均のところの原因、こういうサービスがどうなのかというところの試算ということで出してもらったのがモデル園だ。

保護者 では、今度は光八を使って、削減効果を細目にわたって提出していただけるのか。削減効果について次回語るのであれば、その裏打ちをする細目にわたる数字が出てきてもいいのかなというのが普通の感覚だと思う。それには答えないでということなのかなということを私は確かめているわけだ。

課長 部長が、議会で59園全体の話のご質問に対して答弁した。

保護者 それはどこでもいい。モデル園でも、光八でもいいが、お金を計算しているわけだ。お金を計算するときのその根拠になる細目のそれぞれの明細、そういう計算結果を得た明細は見れないのかなというのが疑問だ。どちらかといえば1億6,800万を知りたい。

課長 あれは見積もりだ。

保護者 だれが見積もったのか。

課長 それは言えない。

保護者 業者に丸投げということ。

課長 丸投げではなくて、複数の事業者にこういう条件でやったら幾らぐらいで運営できるのだというところを聞いたものである。

保護者 その業者は細目について渡していないのか。ただ1億6,800万とほんと大きいお金だけ出して、これぐらいでできますよと言っただけなのか。

課長 1億6,800万の資料というわけではない。

保護者 税金使った事業をやろうとしているのに、4月に募集かけるという去年の8月の時期と違う。この時期にそんなにどんぶり勘定の数字だけでいいのか。やってみたら結局は上がったとかになったら、どうするつもりだ。他区の話が言われていますから言うが、他区では、結局こういう形では確かに財源効果はないというところも出ている。そういう回答が出ているところもありますけれど、いまだにどんぶり勘定ではちょっと考えられない。

課長 どんぶり勘定ということではなくて、今回の予算も積み上げをしたときにも2億3,000万なにがしだが、細かい数字まで出ていけば……、それは社会福祉法人がやったシミュレーションで判定をしてきた。

保護者 先ほどからきちんと見せてほしいと言っているだけだ。こういう積み上げをして、こういう形で財源にどういう効果が得られたのかをこういうどんぶり勘定の数字ではおかしい。

課長 先ほども話したとそっちの数字ではなくて、1億6,800万の方がどうなのかというお話だった。

司会 社福の計算は出るの。

保護者 光八の話に限定するべきだ。

司会 資料もらえるということでもいいか。

保護者 建物修繕費とか、その大まかなレベルの科目ぐらいいは出るか。細かい内訳までは要らない。

課長 出し方がそれぞれの補助単価掛ける何々という形の積み上げとなる。

司会 黒板の確認作業をする。きょうの合意事項とは何か。区の合意事項というのに対する認識をちょっとおさらいしていただきたい。きょう何を合意したのか。

区職員 現在の光八の職員配置について、常勤・非常勤職員の構成の資料を提出。審査基準表の1から5段階評価の内容が不明確ということですので1から5の数字の基準。

保護者 そこは足切り点も入れてほしい。ここに至っていないものは自動的にもう不合格という点数。要は1項目でも足切り点があったら、基準の方で切る。どこで切るか。

課長 審査基準表の提出について、どこまで考え方をお示しできるかだと思ふ。

保護者 どこまでって全部だ。審査が非公開なのに、何点か後で教えてもらえないと言っているのだから、1点が何で、2点が何で、それを全部教えてほしい。そうじゃないと、それを主観的な判断してしまうではないか。どうだったら5点で、どうだったら4点でというのを教えてもらっていただかないと、それもプロポーザル要項にはうたわずに、審査基準の方でやるのだと先ほど言ったから、審査基準の方に具体的にどういう評価をされるのかをはっきり教えてほしい。

部長 個々の項目ごとにそれを具体的な客観的な基準を示していただきたいというご質問だと思っている。私どもは選定をする場合に、当然選定者が個々のそれぞれの主観に基づいて、そして選定をすると。それは当然区の責任者として、それぞれの責任の中で判断をしていくという裁量が選定だ。したがって、だれでもわかる、だれがやっても同じような結果が出るということで、その基準を示すということではないのである。それをもし公表するのであれば、当然なことだが、それを受託をする事業者はその選定の中身まで、細かいところまで当然わかってしまうわけであ

るから、我々としてはその辺について選定をする際の細かな基準までは示せない。考え方は示せると思う。一つひとつのことを考えれば、細かな、例えば職員配置で何人でなければ当然だとか、そういう形での表現のところがちょっとできかねるかなと思っている。

保護者 選定委員は公務員だ。今回あなた方に信頼感を持ってないという状況だ。そういうなかで笑って見過ごすわけにはいかない。主観でやるということは、基準などないに等しいではないか。現行水準を維持できるような最低基準であって、ではふたを開けたら何もわからないと言われたら、保護者はどうするのか。大体年度途中に移行するというを上の人決定であれ、あなた方が実行するという自体、疑っている。

保護者 それと部長の言い方でいくと、1から5という評価は相対評価になりかねない。だってプロポーザル受けたところだけの、例えば3社が受けたとしたら、その3社の中でここについてはということになると思う。

保護者 具体的な最低基準の明確化、だれが見てもその最低基準を満たしている業者しか入っていないというふうにならないと、我々は一切この選定基準について話ができない。具体的に、客観的に数字でそれぞれ5、4、3、2、1、どれがどういう基準なのだと示すべきだ。

保護者 専門職の主観で検討する部分はあるが、それをなるべく少なくするというところを目指すというのが選定基準だと思う。

部長 先ほどから申し上げているように、それぞれの考え方、これはやはりきちんとしたものが必要だ。また皆様からこういうポイントが大事、というようなご意見がちょうだいできると思っていた。ただ、一つひとつについて、例えばある項目で、5つつけるためには具体的な数字をすべてに対して表示をするということは困難ではなからうかと思う。したがって、皆様方の思いと私どもの思いと双方で違うのかもしれないけど、とりあえずこの表については改めて協議をするということをしていきたい。区としては区としての考え方、どういう形で評価をするのか、絶対評価なのか相対評価なのかも含めて、そういうことについては考え方を示させていただく。

保護者 「考え方を示す」はやめてほしい。審査の基準を協議すると言っていたではないか。それでまた言っているが、それはまたすりかえだ。

保護者 たたき台として資料を提出してほしい。

部長 今申し上げたのは、区の考え方ではなくて、実務としての考え方なので、当然案として皆様に協議会のたたき台として示すという、そういう意味だ。

保護者 こちらは混乱している。決定を通知しますという言い方が、案を提示しますという言い方が使い分けてほしい。

部長 それについては注意する。

保護者 最低基準の足切り点というのは資料としていただけるのか。

司会 それは考え方は明記するのだ。

保護者 要は1点かだけで終わりではなくて、これ以下のところは黙ってそれが1カ所でもつけば、その業者は選ばないという、そういうことだ。黒板に記載してほしい。

課長 すべての項目について、じゃあ足切り点を設けるのかいかがかと思う。

保護者 もちろんないものはなしでも構わないから、足切り点も当然書いてほしい。それで内容は議論する。ですからあえて書いてほしい。

保護者 書きたくない理由があるのか。

保護者 だから、点一つひとつにこの点は何、この点は何というのがあるはずだ。それをやっておかないと、区も困るはずだ。

保護者 これから光八だけではなくて、ほかの園もやっていこうとお考えなら、今の段階でももう少し具体的にきちんと基準をつくるべきではないか。区の資料として詰めていかれるということであれば、事業推進者の主体としてとしてきっちりやった方がいいのではないか。責任問題になると思う。

(足切り点と黒板に記載)

司会 では、引き続き合意事項の確認。(記録係に対して)合意したとするところに赤でラインを引いてほしい。

保護者 協議項目を協議するための資料を事前に明示してほしいこと。

司会 黒板の消してしまった合意事項は覚えているか。

保護者 協議項目に事業形態を入れること。審査基準について協議をする。

保護者 年度途中の委託に関する資料もある。

司会 ということは、区との合意事項は資料を出してほしいということだけだ。

保護者 事業形態と審査基準の設定の協議を項目に追加してほしい。

司会 それでよろしいか。(了承)では、次にいく。次回協議会の確認をしたい。事業者選定基準について全然話せなかったのも、また次回のこれについて資料をそろえていただいて話すということによいか。

課長 それで結構だ。

司会 きょう配られた資料についても、次回ということで行く。

保護者 次回には入れるかどうかわからないので、次回以降だ。

課長 次回は、3月19日もしくは21日、19日は1時以降、21日は施設の関係で3時以降、21日は旭町南地区区民館しかあいていなかった。19日は光が丘体育館となる。

保護者 たくさん資料要求が出たが、次回の協議事項に関する資料ということになる。月曜日か火曜日にすべてのものが出ると認識してよいか。

課長 見ていただく資料ということだから、火曜日には出す。間に合わなければ基本的には次回協議できないと認識している。

司会 資料の確認を最後にもってきたが、合意事項のところではほとんどやったので、省略させてもらう。ほかに何かあるか。

保護者 スケジュールのことを前回の協議会のときは行政がやることだと言っていて、全体協議会の調整会議のときはそうではないような、部長の発言があった。そのことについて説明を受けたい。

部長 年度途中の是非論については、保育方法の一つひとつの中身にもかかわる部分があり、そういうご議論は当然あるだろうと思っている。ただ、スケジュールそのものは区の考え方を示すということだから、協議の項目ではなかろうということ、先日の全体の調整会議で申し上げた。年度途中の話ではなかったと思うが、私の説明不足があれば、もう1回確認をさせてほしい。そうは言ってないと思うが、公の

場で言っているわけだから、改めて記録も含めて確認をさせていただきたい。  
司会 では確認して、次回にお話があると認識する。司会からの注文だが、もう少し資料をわかりやすくして、協議会の思考の面を活発にしていきたいので、よろしくお  
願いしたい。終了する。